（鉱山保安法施行規則の一部改正）

第十一条　鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（作業監督者） **第四十三条**　法第二十六条第一項の作業監督者を選任しなければならない作業は、次の表の上欄に定めるものとし、当該作業の区分ごとに同表下欄に掲げる資格を有する者から選任するものとする。	（作業監督者） **第四十三条**　［同上］

作業の区分	作業監督者の資格
一～五　［略］	［略］
六　［略］	一　電圧十七万ボルト以上の事業用電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条第二項に規定する事業用電気工作物（同条第三項に規定する小規模事業用電気工作物を除く。）をいう。以下同じ。）に係る作業については、電気事業法第四十四条第一項の第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者
七～十七　［略］	二・三　［略］
2～4　［略］	［略］

［同上］	［同上］
一～五　［略］	［略］
六　［略］	一　電圧十七万ボルト以上の事業用電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）に係る作業については、電気事業法第四十四条第一項の第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者
七～十七　［略］	二・三　［略］
2～4　［略］	［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年三月二十日）から施行する。

（使用前安全管理検査に係る経過措置）

2　この省令の施行前に電気事業法施行規則第七十三条の七第一項の規定により提出があった使用前安全管理審査申請書に係る電気事業法第五十一条第三項の審査については、この省令の施行の日から起算して三月を経過する日までに行われるものに限り、なお従前の例によることができる。

（設置者による事業用電気工作物の自己確認に係る経過措置）

3　この省令の施行前に使用を開始した事業用電気工作物であって、この省令の施行により新たに電気事業法第五十一条の二第一項本文及び第二項の規定に該当するものについては、同条第三項の規定にかかわらず、当該規定による届出を要しない。

○経済産業省令第九十七号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）附則第四条第一項の規定に基づき、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令を次のように定める。

令和四年十二月十四日

経済産業大臣　西村　康稔

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令

（小規模事業用電気工作物に係る届出）

第一条　高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第四条第一項の小規模事業用電気工作物であって経済産業省令で定めるものは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第九条第四項の認定（同法第十条第一項の変更又は追加の認定を含む。）に係るもの以外の改正法附則第四条第一項に規定する小規模事業用電気工作物とする。

第二条　改正法附則第四条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式の小規模事業用電気工作物既設置届出書を提出しなければならない。

附　則

この省令は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年三月二十日）から施行する。